

(Q.1) Go To トラベルキャンペーンとの併用は可能ですか？

(A) 併用できません。

(Q.2) その他地方自治体で実施するキャンペーンとは併用可能ですか？

(A) 市町村割引適用後に、どうみん割の割引を適用する場合は併用可能です。

(Q.3) 市町村や商店街が発行するクーポン券・商品券とは併用可能ですか？

(A) どうみん割の割引後の料金にクーポン券・商品券で支払うことになる場合は上記 Q.2 の条件に該当しないため併用不可となります。ただし、クーポン券・商品券を飲食店や土産物店等で利用することは可能です。

例) 北海道内の●●市の事業で宿泊料金の支払いにも充てられるクーポン券を発行している場合

→どうみん割との併用は不可(どうみん割適用後の宿泊代金に対し、クーポン券でその宿泊代金の支払いに充てることは不可) ただし、クーポン券を飲食店や土産物店等で利用することは可。

(Q.4) どのように道民であることを確認するのですか。団体の場合は代表者が道民であればいいのでしょうか？

(A) 利用者全て道民であることが必要です。グループの中に道外の方がいる場合は全員が対象外となります。

予約時は、WEB サイトへの住所入力や電話での口頭確認などで確認します。また、宿泊施設や観光施設等を利用する時は宿帳、利用者台帳などに記載していただく際に、全員の証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート、その他道民であることが確認できる書類)などにより確認します。各施設においては、お客様の商品利用時に住所が確認できるものをご持参いただくようお願いします。

※ただし、保護者同伴の15歳以下(中学生まで)の方については不要。

(Q.5) 居住地の確認について公的書類(運転免許証、健康保険証等)記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいのでしょうか？

(A) 居住地の確認については、公的書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等の住所が確認できる書類)で行うこととしていますがこれら書類の住所が現住所と異なる記載の場合については、本人確認を運転免許証や健康保険証等で行い、居住地の確認を直近(3ヶ月)の公共料金(電気・ガス・水道・固定電話等)の請求書・領収証書等(現住所及び氏名が記載されたもの)で確認出来ればどうみん割の商品を利用出来ることとします。

(Q.6) 道外に在住ですが本籍が北海道の場合は、どうみん割の商品の利用は可能ですか？

(A) 利用できません。北海道在住であることが条件となります。

(Q.7) 旅行予約時点では、北海道内に在住していたが、旅行当日には道外へ転居した場合はどうみん割の対象となりますか？

(A) 対象外です。本事業の支援金は、道民が購入し商品を利用することが対象条件ですので、あくまで利用時点で道民であることが必要です。ただし、道民であれば商品の予約購入者と利用者が必ずしも同一人物である必要はありません。

※子どもが購入し、その親が利用するなど。

(Q.8) 1名から利用可能ですか？

(A) 1名から利用可能です。ただし事業者によっては設定人数が異なる場合もあります。利用人数・期間・金額・予約方法は事業者によって異なります。

(Q.9) どうみん割の商品利用前にクーポンの取得や旅行後に申請しなくてはならない手続きはありますか？

(A) 事前にクーポン取得や旅行後の特別な申請手続きは不要です。対象事業者を通して対象商品を申込頂き、当日本人確認書類を提示すると精算時に割引額を差し引いた旅行代金が請求されます。

(Q.10) どうみん割の商品を利用する際の遵守事項はありますか？

(A) 下記の遵守事項に取り組んでいただくようお願いしております。

【感染症対策】

- ・食事や入浴の際、会話を最小限とした「黙食・黙浴」の実施
- ・マスク着用
- ・館内で大声での会話はしないこと
- ・新型コロナウイルス接触感染アプリ COCOA の利用または北海道コロナ通知システムの登録
(スマートフォン等所有者で利用可能な方のみ)
- ・感染症対策に係る施設側の指示に従うこと

【その他】

- ・保健所が行う積極的な疫学調査への全面的な協力
- ・旅行中に濃厚接触者であることが分かった場合は、直ちに北海道経済部観光局（電話番号：011-206-6896）へ報告するとともに、保健所の指示に従うこと
- ・旅行後に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、直ちに北海道経済部観光局（電話番号：011-206-6896）へ報告すること
- ・上記を遵守する旨の同意書の提出

(Q.11) 一人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？

(A) 税・サービス料込みの価格です。（入湯税・宿泊税も含まれます。）

(Q.12) JR・フェリー・レンタカーなど交通付き商品や交通単品は対象ですか？

(A) 交通単品は対象外です。旅行会社やOTAが提供する交通付旅行商品は対象となります。

(Q.13) いつまでの商品が対象ですか？

(A) 令和3年12月6日から令和3年12月29日（宿泊の場合は12月29日チェックアウト）までの商品が対象となります。

(Q.14) 一棟貸ししている民泊の場合、例えば一棟で 10,000 円の場合、2名で利用すれば支援の対象になり、4名で使用したら対象外ということですか？

(A) そのとおりです。2名で宿泊する場合は1名あたりの宿泊料金が5,000円となり対象となるが、4名で利用する場合は1名あたりの宿泊料金が2,500円となるため対象外となります。

(Q.15) 何泊まで割引対象ですか？一人あたり利用回数制限はありますか？

(A) 1度の旅行（1予約）で5泊まで可能です。どうみん割の利用回数に制限はありませんが、同一施設の利用は1ヶ月で5泊までとなります。

(Q.16) キャンプ場は利用可能ですか？

(A) 対象事業者の「ペンション・民宿・民泊」欄に掲載しています。

(Q.17) じゃらんなどのインターネットで対象施設の予約をしたものはどうみん割の対象になりますか？

(A) どうみん割の対象事業者になっていないOTAからの予約はどうみん割対象外となります。

対象となるOTAは、事務局HPの対象事業者の「OTA」欄に掲載しています。

(Q.18) 予約方法はどのようにすればよいでしょうか？

(A) 対象事業者（宿泊施設・旅行会社・OTA）に直接連絡をするか、インターネットを通してどうみん割対象プランを予約してください。

(Q.19) 予約をしないで当日どうみん割の商品をホテルで利用できますか？

(A) どうみん割利用枠に限りがある為、事前にどうみん割対象プランを予約することをおすすめしています。

(Q.20) 事務局で予約はできますか？各事業者の空き状況を教えてほしいです。

(A) 事務局では予約・空き状況の確認はできません。各事業者に直接確認をお願いします。

(Q.21) どうみん割事務局ホームページ以外に対象事業者の確認方法はありますか？

(A) 道庁または各振興局で対象事業者の一覧表を配布しています。

(Q.22) 国や道、地方自治体から交付金等を受けて実施する旅行は対象ですか？

(A) 国や道から交付金を受けて実施する旅行は対象外ですが、地方自治体の交付金を受けて実施する旅行については対象となります。

(Q.23) 職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか？

(A) 対象です。ただし、職場の研修は研修行程に観光の要素が含まれている場合に対象となります。

(Q.24) 国や道、市町村などから交付金等を受けて実施する自治会、老人クラブの旅行、遠征支援を受けている部活動の旅行は対象ですか？

(A) 市町村からの交付金を受けて実施する旅行は対象となりますが、国や道からの支援金を受けて実施する旅行は対象外です。

(Q.25) 感染症拡大によりどうみん割が停止となった場合のキャンセル料の扱いはどうなりますか？

(A) キャンセル料は掛かりません。感染症拡大によりどうみん割が停止となった場合のキャンセルについては、商品の購入者からキャンセル料を求めないこととしています。既に予約済みの商品についてはキャンセルをしていただくようお願いいたします。

(Q.26) 旅行者都合によるキャンセル料は、どうみん割で補填されないのですか？

(A) キャンセル料の補填は本事業の対象外です。旅行者都合によるキャンセル料の取り扱いは各施設・各社の約款による取り扱いとなります。

(Q.27) どうみん割の商品販売開始前に予約していた商品は割引対象となりますか？

(A) 対象となりません。どうみん割の商品として販売を開始した後に予約した商品のみが割引対象となります。

(Q.28) 『ほっかいどう応援クーポン』はどこでもらえますか。

(A) 「ほっかいどう応援クーポン お問い合わせセンター」(TEL：011-350-5577)にご確認ください。

(Q.29) 『ほっかいどう応援クーポン』はどこで使えますか。

(A) 「ほっかいどう応援クーポン お問い合わせセンター」(TEL：011-350-5577)にご確認ください。

(Q.30) その他留意事項は？

(A) 感染症の感染拡大や不可抗力等が発生した場合など、状況によっては事業を中止または停止する場合があります。